

麻布地区総合支所食堂等運営事業者募集要項

港区麻布地区総合支所内のスペースを利用して、職員及び来庁する区民等のための食堂等（軽食・喫茶も可）を運営する事業者を公募します。

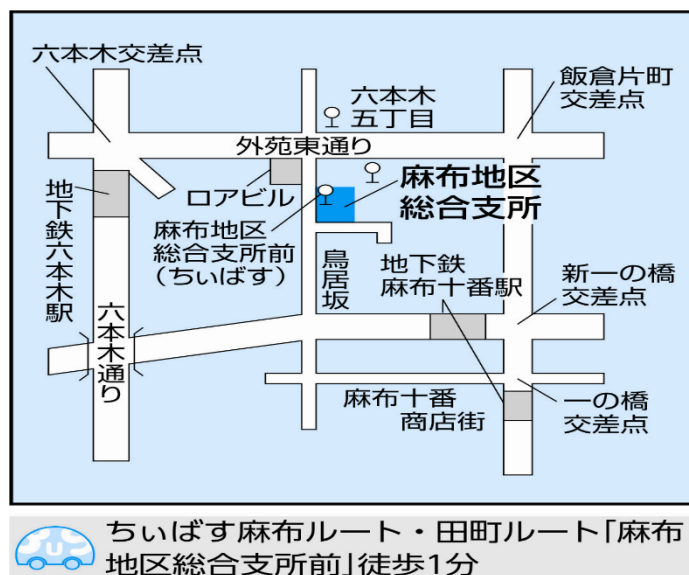
営業場所の概要

項目	説明
名称	港区麻布地区総合支所食堂
所在地	港区六本木五丁目 16 番 45 号 2 階
交通	【地下鉄】 ① 東京メトロ「日比谷線」、都営「大江戸線」六本木駅下車 3 番出口 徒歩 7 分 ② 東京メトロ「南北線」、都営「大江戸線」麻布十番駅下車 7 番出口 徒歩 10 分 【バス】 港区コミュニティバス（ちいばす） （田町ルート）田町駅東口⇄六本木ヒルズ 麻布地区総合支所前 （麻布東ルート）港区役所北⇄港区役所北 麻布地区総合支所前
主な利用者	<ul style="list-style-type: none">区民（来庁者、麻布区民センター利用者）麻布地区総合支所等港区職員：200 名程度港区社会福祉協議会職員：30 名程度麻布区民センター職員：8 名程度生活・就労支援センター、みなとジョブスポット 8 名程度 前事業者の令和 4 年度の平均利用者数は、1 日あたり 74 名程度でした。奥まった所にあるため、集客の工夫が必要ではあります。アイデアをだしていただき、区としてもできる範囲で協力していきたいと考えています。
面積	76.29 m ² （客席・従業員控室 57.39 m ² 厨房 18.9 m ² ） ※食事スペース：最大 20 席
厨房設備	冷蔵庫 1、冷凍庫 1、吊戸棚 2、二槽シンク 1、一槽シンク 1、ダストテーブル 1、製氷機 1、冷凍ストッカー 1、調理台 1、ガス給湯器 1、脇台 1、ガステーブル 1、スチームコンベクションオープン 1、盛付台 1、食器消毒保管庫 1、電気炊飯器 2、スープジャー 2、食器洗浄機 1

略 図

<住所>

港区六本木5-16-45



1 応募要件

- (1) 募集数は1事業者です。
- (2) 区民及び麻布地区総合支所に勤務する港区職員の福利厚生のための食堂等（軽食・喫茶も可）を運営していただきます。
※食堂等の運営を基本としますが、弁当等の販売を主にした営業形態など、多様な形態の事業者も応募の対象とします。
- (3) 飲食店の営業実績があること。ただし港区やその関係機関、国や他の地方公共団体での営業実績の有無は問いません。
- (4) 本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。
なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。
ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
イ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
ウ 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
エ 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157

号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

オ 現在、保健所ならびに国や関係機関等から、食品衛生法等の法令に基づく営業停止処分を受けていないこと。

(5) 食堂施設の使用料(家賃)は免除します。

ただし、光熱水費や電話使用料等は事業者負担していただきます。

令和4年度の光熱水費については「麻布地区総合支所内食堂 令和4年度光熱水費」(別紙)参照

(6) 令和6年度の契約期間は、契約締結日から令和7年3月31日までです。ただし、翌年度以降の更新を妨げません。

ア 事業者決定から事業開始まで及び契約期間中において、公共機関における職員食堂として不適切と判断される事項等が発生した場合は、契約を取り消す場合があります。

イ 契約期間が満了した場合や契約を解除された場合で、事業者が変更になるときは、本業務に関する施設は原状に復して返還するとともに、新規業者の申入れに基づき、業務が円滑に行えて支障を来すことのないよう、引継ぎを行うものとします。

2 応募の手順

(1) 公募説明会及び施設見学会

公募に係る説明会等を下記のとおり実施します。

参加希望者は、様式1「公募説明会及び施設見学会参加申込書(以下、参加申込書)」に記入の上、2月13日(火)正午までにメールで提出してください。

※応募を予定している事業者は、公募説明会及び施設見学会に必ず参加してください

■日程

日時 2月14日(水)

第1回：午前11時 第2回：午後3時

※説明内容は同じです。

場所 麻布地区総合支所3階第2会議室

(2) 質疑の受付及び回答

募集要項の内容、その他本事業への応募に際して質問がある場合は、メールで2月15日(木)から2月22日(木)正午までに担当までお送りください。

回答は、2月29日(木)午後5時(予定)までに、参加申込書を提出いただいた全事業者にメールでお送りします。この回答は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの)によっては、回答しないことがあります。

(3) 書類の提出

- ア【様式1】公募説明会及び施設見学会参加申込書
- イ【様式2】質問書
- ウ【様式3】企画提案書
- エ【様式4-1】共同事業体構成書
- オ【様式4-2】共同事業体協定書兼委任状
- カ【様式4-3】委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

(4) 地域貢献活動項目の評価

ア 区内事業者優遇

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、選考審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登録簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者（登録簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

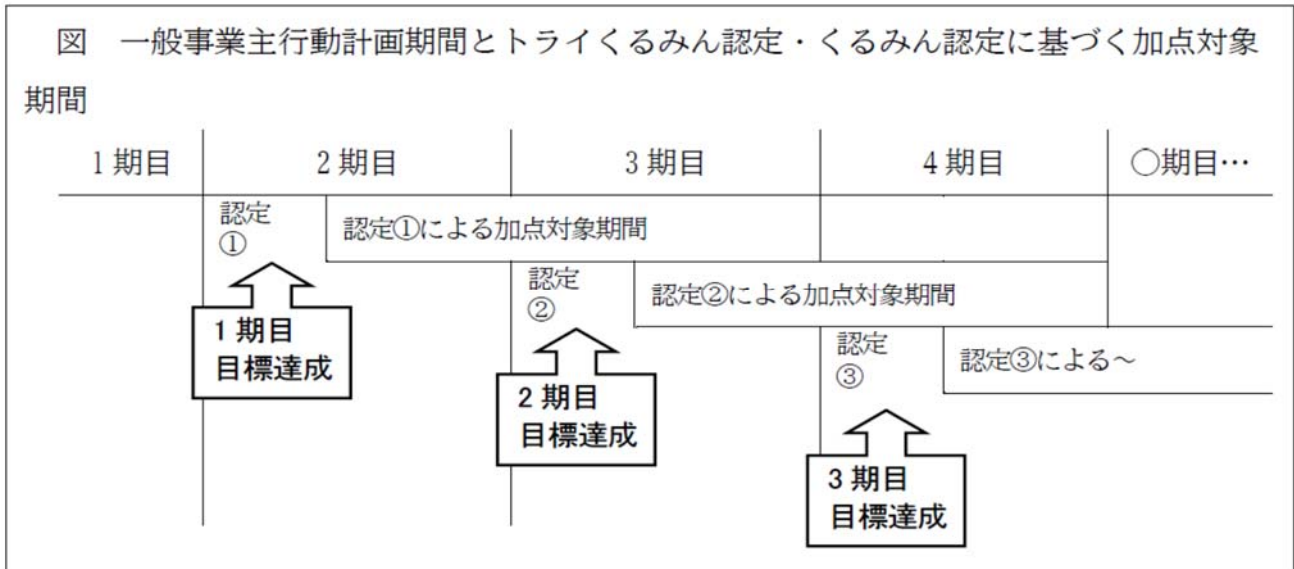
イ ワーク・ライフ・バランス推進の評価

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。

○評価条件及び提出書類評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等



ウ 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用 障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況 報告書の写し

エ 環境配慮の評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮の評価」を、プロポーザル選考審査における加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。)、又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

オ 災害協定活動の評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

3 選考方法

港区職員厚生会において定める基準を基に、プロポーザル方式（書類審査）による選考とし、提出いただいた書類の内容等を審査します。また、必要に応じて、追加資料の提出依頼や提案内容に係る聞き取りを実施します。

4 食堂等経営に際し留意すべき事項

(1) 費用負担について

食堂等の営業にともなう次の経費は事業者が負担します。

- ア 電気代、ガス代、水道代、電話代
- イ 材料費
- ウ 人件費
- エ 設備以外の器機・備品費
- オ 被服費
- カ 保健衛生費
- キ 消耗品費
- ク 公租公課
- ケ その他食堂等の経営に要する経費

(2) 施設等について

- ア 冷蔵庫等の備品類は、区が設置したものを使用してください。
- イ 食器・箸等の消耗品類は、事業者が用意してください。
- ウ 店の看板等は事業者が用意してください。
- エ 内装・外装等を変更する場合は、区の承諾が必要です。その費用は事業者が負担してください。（原状回復に要する費用を含む。）
- オ 看板等の設置場所等、営業する上で希望する事項がある場合は、企画書で提案してください。

(3) 実績報告等について

毎月、事業実績等を翌月15日までに区に報告していただきます。

5 企画書の内容

以下の項目を盛り込んだ企画書を提出してください。また企画書の提出の際は事前に電話でアポイントを取ってください。

様 式：A4 サイズ たて

横書きとし、文字のポイントは、12ポイントとしてください。

図や写真を挿入してもかまいませんが、枚数はおおむね5枚程度としてください。バインダーに左綴じにして、目次をつけるとともにページを付してインデッ

クスをつけてください。

提出部数：正本1部（9に示す添付書類は正本1部にのみ添付）

副本9部

※副本については、法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）の上、提出してください。

提出期間：令和6年2月15日（木）から3月15日（金）午後5時まで

（1）会社概要

- ア 社名・代表者・本社所在地・代表電話番号
- イ 資本金・従業員数
- ウ 売上高

（2）事業概要

- ア 現在展開している事業の内容
- イ 主な取引先（社員食堂・官公庁の職員食堂等）

（3）食堂等の運営方法

- ア 店名
- イ オープン時期
- ウ 要員計画
- エ 営業日、営業時間

営業時間は午前9時から午後5時まで（水曜日は午後7時まで）の間に設定してください。営業時間内で休憩時間を設定してもかまいません。午後5時以降は区職員等による宴会等の申し込みがあれば対応してください。

なお、食堂施設を使用できる時間は、準備及び片付け時間を含み午前8時から午後9時30分までです。

- オ 支払い方法

利用者の支払い方法、キャッシュレス対応の有無について記載ください。

（4）メニュー・販売価格等

- ア ランチ、その他飲食等メニュー
- イ 販売価格

※食堂施設の使用料を免除していますので、低廉な価格での提供をお願いします。

- ウ 酒類の提供（夜間に限ります）予定の有無
- エ 弁当、飲料（カン、ペットボトル類）の販売予定の有無

（5）職員福利厚生事業への取り組み

- ア 職員割引の方法

- イ 総合支所の職員等への販売価格の割引率
- ウ 上記①、②以外の場合は、その事業内容

(6) 利用者に対する衛生面の配慮

(7) 応募の理由

- (8) 集客アップのための工夫及び安定・継続して運営を行うための工夫**
集客力向上及び安定した運営を行うためのアイデアを提案してください。

(9) 障害者の就労支援についての考え

- ア 障害者が安心して働き続けるためには、どのような支援が必要と考えていますか。
- イ 障害者に、具体的にどのような仕事や役割分担をしてもらいますか。
- ウ 障害者に対する研修や助言など、どのような支援体制をとることができますか

(10) 添付書類

- ア 法人の登記事項証明書(全部事項証明書)
- イ 令和4年度分法人税・消費税の納税証明書

6 受注者の責務

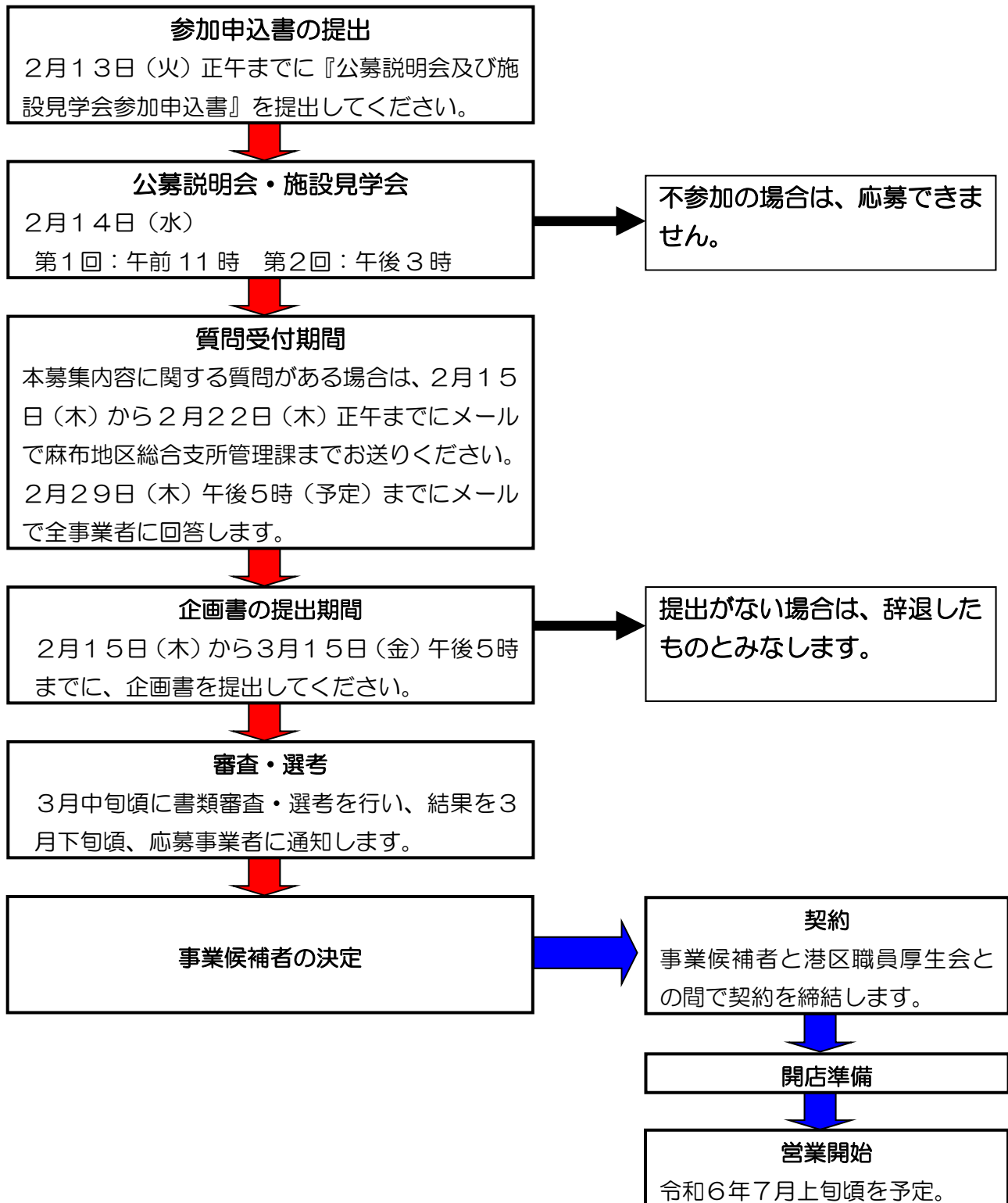
受注者は、食堂事業の実施にあたり、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況や実績について確認の上、毎月麻布地区総合支所管理課に報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

7 企画書提出・問合せ先

麻布地区総合支所管理課管理係 担当： 佐京、今本
港区六本木5-16-45
電話：03(5114)8805
FAX：03(3583)3782
Mail：minato77@city.minato.tokyo.jp

説明会から開業までのスケジュール



麻布地区総合支所内食堂 令和4年度光熱水費

(単位:円)

令和4年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
42,792	78,759	61,572	61,486	65,964	126,894	63,678	117,146	53,786	87,669	69,553	94,280